

現状

テント倉庫はスペースの有効利用目的や施工費用が安いこと、様々なニーズに対応できる柔軟性から、幅広く採用されています。風雨をしのぐという本来の役割の他に、保管する品物によっては温度管理や湿度管理、防塵対策を求められることもあります。特に湿度管理を要望されるケースとして、以下の事例が挙げられます。

| 対策 | 対象物 |
|-------|--|
| 防錆対策 | 鉄鋼品、モータ類、OA機器、通信機器等 *パッキン類で包装されている場合でも、長期保管になると天候によりパッキン内部で結露して錆びることもある |
| 防カビ対策 | 飼料、肥料、木材、食材等 |
| 防潤対策 | 紙類、吸湿性の素材/製品等 *吸湿性のものは、湿分を吸湿して膨張することがあり、その対策が要望されることがある |

錆やカビは、雰囲気空気の相対湿度が60%RH以上になると急速に助長・発生します。そのため、相対湿度50%RH程度に保持することが重要です。

対策

防錆や防カビ、防潤対策には、気温に関わらず除湿可能な対策が求められます。高性能シリカゲルローターを搭載したデシカント除湿機であれば、気候や気温に関わらず除湿できるため、対策として最適です。

さらに、デシカント除湿機を必要な時に必要な期間だけご使用いただける「**ドライ・レンタルサービス**」であれば、一定期間だけ使用したいというお客様のニーズにマッチします。

採用例

1. 通信機器の保管(自衛隊某所)

- テント倉庫にて、当初除湿装置無し状態で通信機器をパッキングし、保管していた。
→ところが、1ヶ月も経たない内に通信機器の一部に錆が発生してしまった。
→急遽レンタルのお引合をいただきレンタル機2台を納入。すると、錆の発生が止まった。
- 錆が発生した要因としては、以下が考えられる。
 - ▽降雨により、相対湿度60%以上の日が続いた。
 - ▽その後、夜間の気温低下によりパッキン内部で結露が生じた
- 倉庫の設計段階ではデシカント除湿機を折り込んでいたが、予算の関係で採用されなかった。
→しかし、実際に錆が発生すると、損害はレンタル料金に比べ、高額になる。

2. 定期点検時の防錆管理(火力発電所)

●火力発電所・水力発電所では、18ヶ月毎に定期点検整備することを義務付けられています。点検整備期間は、規模や内容により異なりますが、凡そ1~4ヶ月間と考えられます。

●実際の設置例は、以下及び右図の通り。

- ・テント倉庫を所定の屋外に設営。
- ・一旦発電機器(タービン他)をばらして、テント倉庫内に搬入。
- *大型機器は整備期間中、常設されたクレーンにて取り込んでいる
- ・デシカント除湿機をテント倉庫内に設置
- *テント倉庫1棟当り2台
- ・デシカント除湿機の再生空気を屋外より取り入れ、屋外に排出(フレキシブルダクト配管)
- ・デシカント除湿機の処理出口空気(除湿乾燥空気)を立ち上げて送風
- ・準備いただいた分電盤より、デシカント除湿機まで電気配線
- ・外気の流入が極力無いように、テント倉庫の密閉度を高める

